

(証券コード5161)
平成24年6月12日

株 主 各 位

広島市西区三篠町二丁目2番8号

西川ゴム工業株式会社

取締役社長 西 川 正 洋

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成24年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第63期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第63期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | | 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | | 退任監査役に對し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

-
- (お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 本招集ご通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.nishikawa-rbr.co.jp>) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災発生後の復興努力による急速なサプライチェーンの立て直しなどにより、徐々に回復の兆しを見せつつあるものの、全国各地の原子力発電所停止に伴う電力不足などの影響が継続し、企業活動を阻害する要因となりました。また、アジア新興国においては堅調に経済成長が続いているものの、欧州債務危機や海外景気の先行き不安感を背景とした記録的な円高の進行、原油価格の高騰などにより企業収益が圧迫され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

自動車部品業界におきましては、東日本大震災による影響を受けた結果、北米地域では前年同期を下回る生産実績となりました。アジア地域では、タイ国における洪水被害の影響を受けたものの中国においては依然として高い経済成長率が継続しており、前年同期を上回って推移いたしました。

このような状況の中、当企業集団は主力の自動車用部品におきましてグローバルでの拡販活動を強化するとともに、前期にニシカワ・クーパー LLCを連結子会社化したことが寄与した結果、当期の売上高は603億84百万円（前年同期比16.1%増）となりました。

利益につきましては、西川ゴムグループ総コスト低減活動を継続したものの、原材料価格の上昇、震災やタイ国における洪水による生産調整を余儀なくされた結果、営業利益は30億26百万円（前年同期比36.6%減）、経常利益は31億40百万円（前年同期比42.4%減）、当期純利益は16億55百万円（前年同期比56.8%減）となりました。

自動車用部品事業における国内自動車生産は、上半期は震災による影響を受け前年同期を大きく下回る生産台数となりましたが、下半期はサプライチェーンが復旧するとともに、政府による補助金制度が奏功し、通期においては前年を若干上回る生産台数となりました。海外におきましてはアジア新興国での市場拡大により、業績は堅調に推移いたしました。この結果、売上高は557億99百万円（前年同期比16.7%増）となり、営業利益につきましては原材料価格の上昇などにより、24億82百万円（前年同期比42.0%減）となりました。

一般産業資材事業につきましては、主力分野である住宅関連製品において、得意先からの防火ニーズに対応した製品を開発・販売するとともに、建機関連製品が堅調に推移したことなどにより、売上高は45億85百万円（前年同期比9.0%増）となりました。営業利益につきましても、自動車用部品事業と同様に西川ゴムグループ総コスト低減活動を強力に推進した結果、5億43百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内原子力発電所の停止に伴う電力不足、国際情勢の緊張による石油価格の高騰、中国経済成長の失速などが懸念され、引き続き不透明な情勢が続くものと思われまます。

自動車業界におきましても、記録的な円高によるコスト競争力の低下などにより生産拠点の海外シフトが進み、国内生産台数が減少することが予想されます。

このような状況の中、当企業集団は、次のとおり事業展開・活動を推進し、業績の向上に努めてまいる所存であります。

- ① 自動車用部品事業につきましては、既存の製品において機能・性能で世界一と言える製品開発を行うことによりシェアを上げ、各自動車メーカーのニーズに対応した新規品、新市場に乗り出し、売上拡大・成長を図るとともに、全社一丸となって西川ゴムグループ総コスト低減活動を推進し、従来の高い品質と技術力にさらなるコスト競争力を併せ持ち、最大限の収益確保を目指してまいります。
- ② 一般産業資材事業につきましては、住宅関連製品において引き続き得意先の多様なニーズに対応すべく、機能評価を充実させ、外壁目地材を中心とした棟当たり単価アップへの取り組みにより、拡販展開を進めてまいります。
- ③ 海外展開につきましては、メキシコ合衆国に設立した現地法人の早期稼働を目指すとともに、その他の新興国市場に対しても、現地事業化の推進を検討してまいります。また、米国・中国・タイ国など既存の拠点先においても西川ゴムグループ総コスト低減活動を同時に推進することで、収益拡大を図ってまいります。
- ④ 技術・生産・品質面につきましては、引き続き各自動車メーカーのニーズに対応した新技術を開発するとともに、現在社内で一部展開しております良品稼働率管理（サイクルタイムどおりに物を作り流すこと）を全社で推進してまいります。また、真の品質保証を行うべく自工程完結活動を継続することで、品質ロスコスト低減などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額36億17百万円であります。その主なものは、新製品生産設備および合理化投資などであります。なお、所要資金は一部借入金でまかないました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 当社は、インド国のアナンド・ニシカワ・カンパニー Ltd. の発行済普通株式の20%を所有してまいりましたが、平成23年11月17日を効力発生日として、同社株式の30%を追加取得し、当社の同社に対する持分比率が50%となりました。

なお、同社が持分法適用会社であることに変更はありませんが、同社は平成24年3月23日にエイエルピー・ニシカワ・カンパニー Ltd. に社名変更いたしました。

② 当社子会社のニシカワ・オブ・アメリカ Inc. は、平成23年11月1日付けでメキシコ合衆国グアナファト州シラオ市にニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V. を設立し、同社は当社連結子会社になりました。

(6) 財産および損益の状況の推移

項 目	第60期 (平成21年3月期)	第61期 (平成22年3月期)	第62期 (平成23年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (平成24年3月期)
売 上 高 (百万円)	50,148	46,938	52,019	60,384
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△129	4,120	5,453	3,140
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△1,744	4,069	3,828	1,655
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△89.41	207.97	195.60	84.58
総 資 産 (百万円)	56,866	64,318	71,835	71,771
純 資 産 (百万円)	32,734	37,511	42,077	42,924
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,663.29	1,909.87	2,058.92	2,120.33

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。

(7) 重要な子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

① 子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主な事業内容
西川物産株式会社	21 百万円	100.0 %	工業用ゴム製品・金型製造販売および スキンケア製品・健康食品等の販売
西和工業株式会社	69 百万円	100.0	工業用ゴム製品加工販売
株式会社西川ビッグオーシャン	27 百万円	100.0 (35.1)	自動車用ゴム製品加工販売
株式会社西川ゴム山口	20 百万円	100.0	自動車用ゴム製品加工販売
株式会社西和物流	10 百万円	100.0	運送業
株式会社西川リビング	10 百万円	100.0	家具用ウレタンフォームおよび 工業用ゴム製品の加工販売
株式会社西川ビッグウェル	15 百万円	100.0 (22.4)	自動車用ゴム製品加工販売
西川デザインテクノ株式会社	20 百万円	100.0	自動車用ゴム製品の設計業務
ニシカワ・オブ・アメリカ Inc.	48,000 千米 ドル	100.0	自動車用ゴム製品の設計・販売および 金型の販売
ニシカワ・クーパー LLC	21,243 千米 ドル	60.0 (60.0)	自動車用ゴム製品製造販売
ニシカワ・タチャブララート・ クーパー Ltd.	630,000 千バ ーツ	77.7	自動車用ゴム製品製造販売
上海西川密封件有限公司	173,267 千人 民元	100.0	自動車用ゴム製品製造販売
広州西川密封件有限公司	53,767 千人 民元	100.0	自動車用ゴム製品加工販売
西川橡胶(上海)有限公司	504 千人 民元	100.0	工業用ゴム製品生産設備等の販売
西川物産コリア株式会社	700,000 千ウ オン	100.0 (100.0)	自動車、土木、建築用のゴムおよび プラスチックの製造加工および販売
ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V.	25,950 千ペソ	100.0 (100.0)	自動車用ゴム製品製造販売

- (注) 1. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。
 2. 連結子会社でありますニシカワ・タチャブララート・ラバー・カンパニー Ltd. は、ニシカワ・タチャブララート・クーパー Ltd. に社名変更いたしました。
 3. ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V. は、新設により新たに連結の範囲に含めております。
 4. 連結子会社であります(株)西川ビッグオーシャンは、(株)西川ビッグウェルを平成24年4月1日付で吸収合併しており、(株)西川ビッグウェルは解散いたしました。
 5. 連結子会社であります(株)西川リビングは、平成24年3月31日付けで解散し清算手続中であり、

② その他

当期の連結子会社は上記16社であります。

(8) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

企業集団の主要な事業内容は、自動車用部品および一般産業資材の製造販売であります。

事業区分	主要製品
自動車用部品	ドアシール、ドリップシール、トランクシール、ウェザーストリップガラスラン、ドアオープニングトリム、ドアホールシール等
一般産業資材	住宅用外壁目地材、化粧用パフ、マンホール用ジョイントシール材、医療用ゴム製品等

(9) 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

① 当社

本社	広島県広島市西区三篠町二丁目2番8号			
営業所	広島営業所 名古屋営業所 浜松営業所	広島県 愛知県 静岡県	大阪営業所 東京営業所	大阪府 東京都
支店	欧州支店	英国コベントリー市		
出張所	宇都宮出張所	栃木県	山口出張所	山口県
工場	安佐工場 白木工場	広島県 広島県	吉田工場 三原工場	広島県 広島県

- (注) 1. 東京営業所は平成24年4月1日付で横浜営業所に改組いたしました。
2. 宇都宮出張所は平成24年4月1日付で宇都宮営業所に昇格いたしました。

② 子会社

名 称	本社所在地
西川物産株式会社	広島県
西和工業株式会社	広島県
株式会社西川ビッグオーシャン	広島県
株式会社西川ゴム山口	山口県
株式会社西和物流	広島県
株式会社西川リビング	徳島県
株式会社西川ビッグウェル	広島県
西川デザインテクノ株式会社	広島県
ニシカワ・オブ・アメリカ Inc.	米国デラウェア州
ニシカワ・クーパー LLC	米国デラウェア州
ニシカワ・タチャブララート・クーパー Ltd.	タイ国ナコンラチャシマ県
上海西川密封件有限公司	中国上海市
広州西川密封件有限公司	中国広州市
西川橡胶(上海)有限公司	中国上海市
西川物産코리아株式会社	韓国金海市
ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V.	メキシコ合衆国グアナファト州

(10) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

事業区分	従業員数
自動車用部品	4,290 名
一般産業資材	189
全社(共通)	39
合計	4,518

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先 (平成24年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	4,550 百万円
株式会社山口銀行	1,700
株式会社みずほ銀行	1,300
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200
株式会社三井住友銀行	1,200
住友信託銀行株式会社	1,000
株式会社日本政策投資銀行	700

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日に合併により、三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,343,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,579,240株 (自己株式416,147株を除く)
- (3) 株主数 1,530名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
西川正洋	2,534 千株	12.94 %
西川ゴム工業取引先持株会	1,105	5.64
株式会社広島銀行	957	4.89
株式会社ハイレックスコーポレーション	757	3.87
西川泰央	747	3.82
住友信託銀行株式会社	626	3.20
株式会社山口銀行	544	2.78
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	540	2.76
西川ゴム工業社員持株会	512	2.62
西川史江	404	2.07

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式416,147株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日に合併により、三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 川 正 洋	
代表取締役副社長	山 本 文 治	営業本部・技術本部・産業資材本部管掌
専務取締役	児 玉 照 三	管理本部・品質保証本部管掌
常務取締役	三 好 修 仁	生産本部長
常務取締役	勝 丸 幹 夫	営業本部長
常務取締役	高 杉 雅 信	技術本部長
取 締 役	西 川 泰 央	西川物産株式会社代表取締役社長
取 締 役	福 岡 美 朝	管理本部長兼ハラスメント相談室長
取 締 役	米 山 昌 一	品質保証本部長兼品質保証部長
取 締 役	片 岡 伸 和	技術本部副本部長兼営業技術部長
取 締 役	丸 目 義 博	産業資材本部長兼産業資材企画部長
常任監査役 (常 勤)	濱 本 繁 樹	
監 査 役	加 藤 寛	弁護士、大和重工株式会社社外監査役
監 査 役	白 井 龍 一 郎	中国醸造株式会社代表取締役会長、株式会社中電工社外監査役

- (注) 1. 平成23年6月28日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって佐々木智久氏は取締役を退任いたしました。
2. 監査役加藤寛氏および監査役白井龍一郎氏は社外監査役であります。
3. 監査役濱本繁樹氏は、当社の経理部門において経理担当実務を長年にわたり務めてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役加藤寛氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	12名	203百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、年額2億50百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内と決議されております。
3. 支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
4. 支給額には、事業年度中に役員退職慰労引当金として費用計上した46百万円(取締役45百万円、監査役1百万円)を含んでおります。
5. 上記取締役の支給人員には、平成23年6月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
監 査 役	加 藤 寛	大和重工株式会社	社外監査役	当社と大和重工株式会社との間に重要な関係はありません。
監 査 役	白 井 龍一郎	中国醸造株式会社 株式会社中電工	代表取締役会長 社外監査役	当社と中国醸造株式会社ならびに株式会社中電工との間に重要な関係はありません。

② 活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	加 藤 寛	当期開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会16回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	白 井 龍一郎	当期開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会16回のすべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当該事業年度に係る報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 海外連結子会社8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査等を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準の適用に関する助言などについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

本項の体制を構築するため、「コンプライアンス推進規則」を定め、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は同規則に基づき、コンプライアンス体制の推進を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

本項の体制を構築するため、以下のとおり責任者、主管部門を定め運用する。

- ① 文書管理の基本に係る事項についての責任者を総務担当取締役とする。
- ② 文書管理の基本を定めた「文書管理規則」および取締役の職務執行に係る事項（情報の保存および管理を含む）に関する事項を定めた「取締役会規則」に係る事務を主管する部門を総務担当部門とする。
- ③ 総務担当取締役は、「文書管理規則」および取締役会の決議に基づき「取締役会規則」を整備し、取締役および使用人に周知する等適切な管理を行う。
- ④ 総務担当部門は、「取締役会規則」の定めに従い、取締役会議事録を作成し、取締役および監査役に周知せしめるとともに、議事録・同資料を保管する。
- ⑤ 各取締役は、自己の担当する職務の執行および決裁に係る情報・文書の取扱いを「文書管理規則」「取締役会規則」およびその他関連する当社社内規定ならびに取引先、関係当局が求める規則または法令に従い適切に記録・保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。また、各取締役は、自己の担当する業務の執行の経過および結果について、「取締役会規則」に基づき定期的に取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

本項の体制を構築するため、「リスク管理規則」を定め、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は同規則に基づき、リスク管理体制の推進を行う。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

本項の体制を構築するため、以下のとおり責任者、主管部門を定め運用する。

- ① 経営計画、方針管理の基本に係る責任者を経営企画担当取締役とする。
- ② 「経営計画書」「方針管理基準」に係る事務を主管する部門を経営企画担当部門とする。
- ③ 経営計画のマネジメントについては、企業理念（社是、経営理念、基本行動指針）を機軸に毎年策定される経営計画書に基づき、各本部において目標達成のために活動することとする。また代表取締役は、「方針管理基準」に基づき経営目標が当初の予定通りに進捗しているか定期的に診断を行う。

- ④ 取締役の業務執行のマネジメントについては、「取締役会規則」により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役・監査役に配付される体制をとるものとする。
- ⑤ 取締役および使用人の日常の職務遂行に際しては、「業務分掌・職務権限基準」に基づき、「職制規則」に定められた各組織単位における職位の分掌業務の範囲ならびに職務執行に必要な職務権限と責任を定め、業務を組織的かつ効率的に遂行することとする。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

本項の体制を構築するため、以下のとおり責任者、主管部門を定め運用する。

- ① 関係会社の管理に関する責任者を経営企画担当取締役とする。
- ② 関係会社の管理に関する事項を定めた「関係会社管理基準」に係る事務を主管する部門を経営企画担当部門とする。
- ③ 経営企画担当取締役は、「関係会社管理基準」に基づき、グループ各社が相互に実施・協力すべき内容を明確にし、共通目的である「西川ゴムグループとしての最適連結経営」を達成し、また、定期的に会議を招集・開催し、グループ各社の意思疎通を図り、経営上の諸検討事項の協議を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する組織を内部監査室とし、監査役からの要請により必要に応じて、その職務を補助する社員を置くこととする。
- ② 監査役を補助する社員の人数および資格要件等については、事前に監査役と協議して決定する。
- ③ 監査役を補助する社員は、監査役の要望した事項の内部監査を行い、報告を行う。
- ④ 監査役を補助する社員の人事に関する決定は、事前に監査役と協議し決定し、いかなる取締役からも独立性を保証する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役は、以下の事項を監査役会に報告する。
 - i 取締役会で決議された事項
 - ii 当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 当社および当社グループ各社の毎月の経営状況として重要な事項
 - iv 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - v 当社および当社グループ各社の取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
 - vi 公益通報者保護法に基づき会社へ通報のあった法令・定款違反、重大な倫理違反
 - vii その他品質、環境に関する重大な事項
 - viii 当社および当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更ならびにその影響
- ② 前項に基づく監査役会へ報告すべき事項については、監査役への取締役会資料・取締役会議事録の提出または監査役の各種重要会議への出席もしくは代表取締役等との定期的会合によって監査役会への報告をしたものとみなすことができる。
- ③ 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- ④ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する他、定期的に取り締りと意見交換等を行うこととする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るとともに、監査役会が決定する「監査計画書」に基づき、代表取締役と定期的会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、取締役会で決議した「財務報告に係る内部統制実施規則」に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの整備・運用を行うとともにその有効性を継続的に評価しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団・総会屋などの反社会的活動・暴力・不当な要求などをする人物および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し的確に対応する。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、「正道・和・独創・安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉、世界の進運に寄与しうるものでなければならない、また、お客様第一に徹し、品質・技術の西川ゴムと社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「たくましい企業」「存在感のある企業」を目指し、「和の心」をもって全社員が丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。現在ある当社を支え形成する有形無形の諸々の財産が当社の企業価値の源泉と認識しておりますし、それらの財産の上に当社の将来が在ると確信しております。当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の企業価値の源泉を理解し、それに立脚した上でさらなる企業成長を目指す必要がある、と考えます。従いまして、当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない」と考え、これを基本方針として決定いたしました。

当社は、金融証券取引所に株式を上場している会社の本義として、株主および投資家の方々が市場において当社株式を自由に取引されることを尊重いたします。特定の者による当社株式の20%以上の取得行為（以下、「大規模買付行為」といいます）であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定はいたしません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えます。

しかしながら、基本方針に照らし、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する虞のある株式等の大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え、このような者による大規模買付に対しましては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 企業理念

当社は設立以来、「正道・和・独創・安全」の社是のもと、自動車産業と一体となって常に創造性を高め、新技術を探求し、開拓者精神を持って新しい市場の開拓、新製品の開発、新しいサービスの提供に取り組むことにより成長してきました。

また、社是をもとに、企業活動を行う際の基本的な考え方を経営理念として定め、主として、法の遵守と公正な取引を通じて、社会から信頼される企業市民を目指すこと、あらゆる環境変化に柔軟に対応できる「しなやかでたくましい会社」であり続けることを社員に示しております。

このような社是、経営理念のもと、当社は長年培ってきた技術をもとに、自動車用部品事業をはじめ、住宅事業、土木事業、医療事業等を中心とした一般産業資材事業を営んでおります。

事業基盤であります地区別セグメントは、大きく分けて日本国、アジア諸国およびその他の地域にまたがっており、活動領域は国際的なものとなっております。このような世界各国にわたる当社グループの経営に当たりましては、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制およびコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「お客様に本当の満足をお届けできる企業になる」ことを主眼に、新製品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

② 企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、当社を支え形成する有形無形の諸々の財産がそれに相当すると認識しておりますが、特筆すべきは「堅実にしてまじめな また自由にして秩序正しい社風」のもと全社員が創業以来培ってまいりました「開発・製造・技術力」であります。

上記の当社企業価値の源泉を向上させる具体的な取組みとしては、主に以下の施策を実行しております。

- i 事業体制や生産体制、グループ体制の見直しおよび業務品質の向上に継続的に取組み、市場競争力の強化および顧客満足度のより一層の向上を目指しております。
- ii 優秀な人材の採用に努めるのはもちろんのこと、人材育成の面から、全社員のモチベーションと技能の向上を目的とした人事制度の構築・運用に取り組んでおります。

③ コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、社是と基本行動指針（“己の立てるところを深く掘れ そこに必ず泉あらん”）を基本に、社会の一員として法令、社会規範、企業ルールの遵守はもとより、企業本来の事業領域を通じて社会に貢献するに留まらず、時代とともに変化する経済・環境・社会問題等にバランスよくアプローチすることで、株主をはじめとするステークホルダーの要求、期待、信頼に応える高い倫理観のある誠実な企業活動を行い、これを役員・従業員一人ひとりが追求し実践することにより、持続的に企業の存在価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

また当社は、企業統治の強化によって常に効率的で健全な経営を行い、必要な施策を適宜実行することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な増大を図るための重要な課題であると認識し、

- i 取締役会による重要な意思決定と職務の監督
- ii 監査役による取締役の職務執行の監査
- iii 社長直轄の内部監査室の内部監査の実施等を逐次整備・強化してまいりました。

当社は、前記の取組み等を通じて株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます）を導入することを決議し、平成23年6月28日開催の第62回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

① 本プラン導入の目的

当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様に正確に判断していただくことを第一の目的とし、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的といたします。

② 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為であります。

③ 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち、i 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、ii 当社取締役会による一定の評価期間が経過し、iii 当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様に開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものであります。

- ④ 大規模買付行為がなされた場合の対応
- i 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記 ii のケースのような対抗措置は原則講じません。
 - ii 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。
- ⑤ 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続き
- i 独立委員会の設置
本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会を設置することといたします。
 - ii 対抗措置発動の手続き
大規模買付者に対する対抗措置をとる場合には、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとし、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行うものとなります。
- ⑥ 本プランの有効期限
- 本プランの有効期間は、3年間（平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）といたします。

(4) 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付提案が当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討することで、当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。

② 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

③ 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としており、大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するため、独立委員会のシステムを導入しております。以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっていると判断しております。

なお、以上の詳細につきましては当社ホームページ (<http://www.nishikawa-rbr.co.jp/news/pdf/110512-3.pdf>) をご参照ください。

(注) 本事業報告は、次により記載されております。

1. 記載金額の表示単位未満は切り捨てて表示しております。
2. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,286	流動負債	19,964
現金及び預金	17,700	支払手形及び買掛金	7,581
受取手形及び売掛金	14,045	短期借入金	7,729
有価証券	500	未払法人税等	350
製品	1,843	賞与引当金	873
仕掛品	802	製品保証引当金	33
原材料及び貯蔵品	1,864	その他	3,395
繰延税金資産	539	固定負債	8,882
その他	994	長期借入金	5,895
貸倒引当金	△4	繰延税金負債	397
固定資産	33,485	退職給付引当金	1,716
有形固定資産	19,319	役員退職慰労引当金	454
建物及び構築物	6,449	資産除去債務	375
機械装置及び運搬具	7,115	その他	44
工具、器具及び備品	1,109		
土地	3,403	負債合計	28,847
建設仮勘定	1,241	純資産の部	
無形固定資産	2,419	株主資本	43,259
借地権	319	資本金	3,364
のれん	1,759	資本剰余金	3,660
その他	340	利益剰余金	36,656
投資その他の資産	11,746	自己株式	△422
投資有価証券	10,767	その他の包括利益累計額	△1,745
長期貸付金	21	その他有価証券評価差額金	1,034
繰延税金資産	331	為替換算調整勘定	△2,779
その他	630	少数株主持分	1,409
貸倒引当金	△5	純資産合計	42,924
資産合計	71,771	負債・純資産合計	71,771

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		60,384
売 上 原 価		49,692
売 上 総 利 益		10,692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,666
営 業 利 益		3,026
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	108	
受 取 賃 貸 料	43	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	39	
助 成 金 収 入	137	
そ の 他	141	498
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	201	
固 定 資 産 除 却 損	93	
為 替 差 損	41	
そ の 他	47	384
経 常 利 益		3,140
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	6
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20	
固 定 資 産 除 却 損	6	
固 定 資 産 売 却 損	6	33
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,113
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	841	
過 年 度 法 人 税 等	81	
法 人 税 等 調 整 額	342	1,265
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,848
少 数 株 主 利 益		192
当 期 純 利 益		1,655

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	3,364	3,660	35,392	△427	41,990
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△391		△391
当期純利益			1,655		1,655
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△0	6	6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,264	4	1,269
平成24年3月31日残高	3,364	3,660	36,656	△422	43,259

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
平成23年4月1日残高	942	△2,630	△1,688	5	1,769	42,077
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△391
当期純利益						1,655
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	92	△149	△56	△5	△359	△422
連結会計年度中の変動額合計	92	△149	△56	△5	△359	846
平成24年3月31日残高	1,034	△2,779	△1,745	—	1,409	42,924

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16 社 …………… 西川物産㈱、西和工業㈱、(株)西川ビッグオーシャン、(株)西川ゴム山口、(株)西川ビッグウェル、(株)西和物流、(株)西川リビング、西川デザインテクノ(株)、ニシカワ・オブ・アメリカ Inc.、ニシカワ・クーパー LLC、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.、上海西川密封件有限公司、広州西川密封件有限公司、西川橡胶(上海)有限公司、西川物産 코리아(株)、ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V.

ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V. は、新設により新たに連結の範囲に含めております。また、連結子会社でありますニシカワ・タチャプララート・ラバー・カンパニー Ltd. は、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd. に社名変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 3 社 …… ダイキョーニシカワ(株)、クーパー・スタンダード・オートモーティブ・メキシコ S.A. de C.V.、エイエルピー・ニシカワ・カンパニー Ltd.

持分法非適用の関連会社 2 社 …… 豊不動産(株)他 1 社

持分法非適用関連会社については、当期純損益および利益剰余金等の額のうち、持分に見合う額の合計額は、連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため、持分法を適用していません。

持分法適用会社でありますアナンド・ニシカワ・カンパニー Ltd. は、エイエルピー・ニシカワ・カンパニー Ltd. に社名変更しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ニシカワ・オブ・アメリカ Inc.、ニシカワ・クーパー LLC、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.、上海西川密封件有限公司、広州西川密封件有限公司、西川橡胶(上海)有限公司、西川物産 코리아(株)およびニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V. の 8 社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券 …… その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産 …… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によるおります。

i 製品・原材料・仕掛品

主として総平均法

ii 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 当社、国内連結子会社および一部の在外連結子会社は定率法を、その他の在外連結子会社は定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

また、当社および国内連結子会社は取得価格が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～9年

② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、当社および国内連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に係る過去の貸倒実績率に基づく回収不能見込額および貸倒懸念債権等の特定の債権に係る個別の回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員賞与の支払に備えるため、翌連結会計年度中に支給することが見込まれる賞与総額のうち当連結会計年度帰属分を引当計上しております。
- ③ 製品保証引当金 …… 当社は、製品の品質保証期間内でのクレームによる保証支出に備えるため、過去の実績と当連結会計年度の発生状況を考慮した支出見込額を引当計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異については発生の翌連結会計年度から15年間で、均等額を費用処理しております。また、過去勤務債務については8年間で定額法により費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員退職慰労金の支払に備えるため、当社および国内連結子会社の役員について内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) のれんの償却方法および償却期間

5年間の均等償却を行っております。

平成22年3月31日以前に計上された負ののれんは、5年間で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 表示方法の変更

(1) 連結貸借対照表関係

前連結会計年度における「流動負債」の「未払金」「未払消費税等」および「固定負債」の「負ののれん」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「流動負債」および「固定負債」の「その他」に含めて表示することとしました。

(2) 連結損益計算書関係

前連結会計年度において区分掲記していた、「営業外収益」の「雑収入」および「負ののれん償却額」は、重要性に乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。

前連結会計年度において区分掲記していた、「営業外費用」の「雑損失」は、重要性に乏しいため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示することとしました。

6. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、主に従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が113百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が172万円、その他有価証券評価差額金額が58百万円、それぞれ増加しております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	58,078百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	840百万円
土地	259百万円
合計	1,099百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	200百万円
長期借入金	300百万円
合計	500百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 19,995,387株
2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の金額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	195百万円	10円	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	195百万円	10円	平成23年 9月30日	平成23年 12月2日

当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の金額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	195百万円	10円	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理基準」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期借入金）および設備投資資金（長期借入金）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	17,700	17,700	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,045	14,045	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,341	7,341	—
(4) 支払手形及び買掛金	(7,581)	(7,581)	—
(5) 短期借入金	(7,729)	(7,730)	△0
(6) 長期借入金	(5,895)	(5,876)	18

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

譲渡性預金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、その他の短期借入金の時価については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,926百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額	2,120.33円
2. 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	84.58円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,780	流動負債	17,607
現金及び預金	13,213	買掛金	7,189
受取手形	335	短期借入金	7,200
売掛金	11,127	1年以内に返済される長期借入金	510
有価証券	500	未払金	1,130
製品	1,137	未払費用	589
仕掛品	456	未払法人税等	139
原材料及び貯蔵品	528	未払消費税等	38
前払費用	133	預り金	48
繰延税金資産	373	前受金	7
関係会社短期貸付金	570	前受収益	2
未収入金	371	賞与引当金	669
その他	38	製品保証引当金	33
貸倒引当金	△4	その他	48
固定資産	28,627	固定負債	8,171
有形固定資産	10,605	長期借入金	5,895
建物	3,241	退職給付引当金	1,596
構築物	194	役員退職慰労引当金	414
機械及び装置	3,279	資産除去債務	265
車両運搬具	10	負債合計	25,778
工具、器具及び備品	404	純資産の部	
土地	2,781	株主資本	30,850
建設仮勘定	694	資本金	3,364
無形固定資産	176	資本剰余金	3,661
借地権	25	資本準備金	3,661
特許	1	利益剰余金	24,247
ソフトウェア	141	利益準備金	690
その他	7	その他利益剰余金	23,556
投資その他の資産	17,845	固定資産圧縮積立金	290
投資有価証券	6,198	研究開発積立金	200
関係会社株式	7,806	別途積立金	21,986
出資金	20	繰越利益剰余金	1,079
関係会社出資金	3,247	自己株式	△422
長期貸付金	6	評価・換算差額等	779
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	12	その他有価証券評価差額金	779
長期前払費用	89		
繰延税金資産	152		
その他	317		
貸倒引当金	△5	純資産合計	31,629
資産合計	57,408	負債・純資産合計	57,408

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
高 価 上 原 価		42,482
上 原 価		36,156
総 利 益		6,326
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,075
営 業 利 益		1,251
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
有 価 証 券 利 息	1	
受 取 配 当 金	456	
受 取 賃 貸 料	236	
助 成 金 収 入	106	
為 替 差 益	1	
そ の 他	97	918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	169	
固 定 資 産 除 却 損	85	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	74	
そ の 他	10	339
経 常 利 益		1,829
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	
固 定 資 産 売 却 損	6	12
税 引 前 当 期 純 利 益		1,818
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	386	
過 年 度 法 人 税 等	79	
法 人 税 等 調 整 額	265	731
当 期 純 利 益		1,087

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合計		
平成23年4月1日残高	3,364	3,661	3,661	690	22,860	23,550	△427	30,149
事業年度中の変動額 剰余金の配当					△391	△391		△391
固定資産圧縮積立金取崩								
固定資産圧縮積立金積立								
別途積立金積立								
当期純利益					1,087	1,087		1,087
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分					△0	△0	6	6
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	696	696	4	701
平成24年3月31日残高	3,364	3,661	3,661	690	23,556	24,247	△422	30,850

(注) その他利益剰余金の内訳

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計		固定 資産 圧縮 積立 金	研究 開発 積立 金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	その他 利益 剰余金 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計								
平成23年4月1日残高	558	558	5	30,713	平成23年4月1日残高	274	200	19,986	2,399	22,860
事業年度中の変動額 剰余金の配当				△391	事業年度中の変動額 剰余金の配当				△391	△391
固定資産圧縮積立金取崩					固定資産圧縮積立金取崩	△5			5	
固定資産圧縮積立金積立					固定資産圧縮積立金積立	21			△21	
別途積立金積立					別途積立金積立			2,000	△2,000	
当期純利益				1,087	当期純利益				1,087	1,087
自己株式の取得				△1	自己株式の取得					
自己株式の処分				6	自己株式の処分				△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	221	221	△5	215	株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	221	221	△5	916	事業年度中の変動額合計	15	—	2,000	△1,319	696
平成24年3月31日残高	779	779	—	31,629	平成24年3月31日残高	290	200	21,986	1,079	23,556

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・原材料・仕掛品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～9年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に係る過去の貸倒実績率に基づく回収不能見込額および貸倒懸念債権等の特定の債権に係る個別の回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支払に備えるため、翌期中に支給することが見込まれる賞与総額のうち当期帰属分を引当計上しております。
製品保証引当金	製品の品質保証期間内でのクレームによる保証支出に備えるため、過去の実績と当期の発生状況を考慮した支出見込額を引当計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異については発生の翌期から15年間で、均等額を費用処理しております。また、過去勤務債務については8年間で定額法により費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 表示方法の変更

損益計算書関係

前事業年度において区分掲記していた、「営業外収益」の「固定資産売却益」および「雑収入」は、重要性に乏しいため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。

前事業年度において区分掲記していた、「営業外費用」の「雑損失」は、重要性に乏しいため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示することとしました。

6. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が94百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が152百万円、その他有価証券評価差額金が58百万円、それぞれ増加しております。

7. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	39,569百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。	
関係会社に対する短期金銭債権	1,620百万円
〃 短期金銭債務	2,709百万円
3. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	840百万円
土地	259百万円
合計	<u>1,099百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	200百万円
長期借入金	300百万円
合計	<u>500百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	3,063百万円
仕 入 高	8,742百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,991百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	420,988	1,159	6,000	416,147

- (注) 1. 増加数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買取りによる増加 1,159株
2. 減少数の内訳は、次のとおりであります。
 新株予約権の権利行使による減少 6,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金および賞与引当金の否認等であり、繰越税金資産から控除した評価性引当額は489百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社西川ゴム山口	所有 100% (被所有) 0%	製品の購入	土地・建物の賃貸 (注1)	154 (注2)	受取賃貸料	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃貸料の算出にあたっては、土地・建物の帳簿価額、近隣の賃貸料等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,615.47円
2. 1株当たり当期純利益(期中平均株式数による) 55.56円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

西川ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西川ゴム工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西川ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

西川ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西川ゴム工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月16日

西川ゴム工業株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 濱本 繁 樹 ㊟

社外監査役 加藤 寛 ㊟

社外監査役 白井 龍一郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円 総額 195,792,400円

(ご参考) 中間配当を含めた第63期の年間配当は、1株につき金20円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役高杉雅信氏が辞任により退任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図ることも踏まえ、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決により就任する取締役3名の任期は当社定款の定めにより、現任取締役の残任期間であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さ さ き まきはる 佐々木賢治 (昭和27年1月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年4月 当社浜松営業所部長 平成17年6月 当社理事 平成19年3月 当社営業本部副本部長兼浜松営業所長 平成20年7月 当社執行役員(現任) 平成24年5月 当社営業本部副本部長兼関西営業部長(現任)	7,739株
2	ないとう まこと 内藤 真 (昭和32年12月6日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年3月 当社自動車事業部設計部長 平成18年3月 当社技術開発部長 平成19年3月 当社技術本部副本部長兼技術開発部長(現任) 平成20年7月 当社執行役員(現任)	6,000株
3	きょうもと けいじ 京本敬二 (昭和37年4月19日生)	昭和61年4月 当社入社 平成16年4月 ニシカワ・スタンダード・カンパニー社長 平成20年7月 当社執行役員(現任) 平成23年11月 当社生産本部副本部長兼生産技術部担当(現任)	4,600株

(注) 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役濱本繁樹氏および加藤寛氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はまもと しげき 濱本 繁樹 (昭和22年11月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年7月 当社経理部長 平成17年3月 当社総務部参与 平成18年6月 当社常任監査役(常勤)就任(現任)	11,300株
2	おおさこ ただし 大迫 唯志 (昭和30年10月6日生)	昭和57年4月 弁護士登録	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大迫唯志氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 大迫唯志氏は、弁護士として有しておられる高度な専門的知識を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役高杉雅信氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
高杉雅信	平成15年6月 当社取締役 平成19年5月 当社常務取締役(現任)

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役加藤寛氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

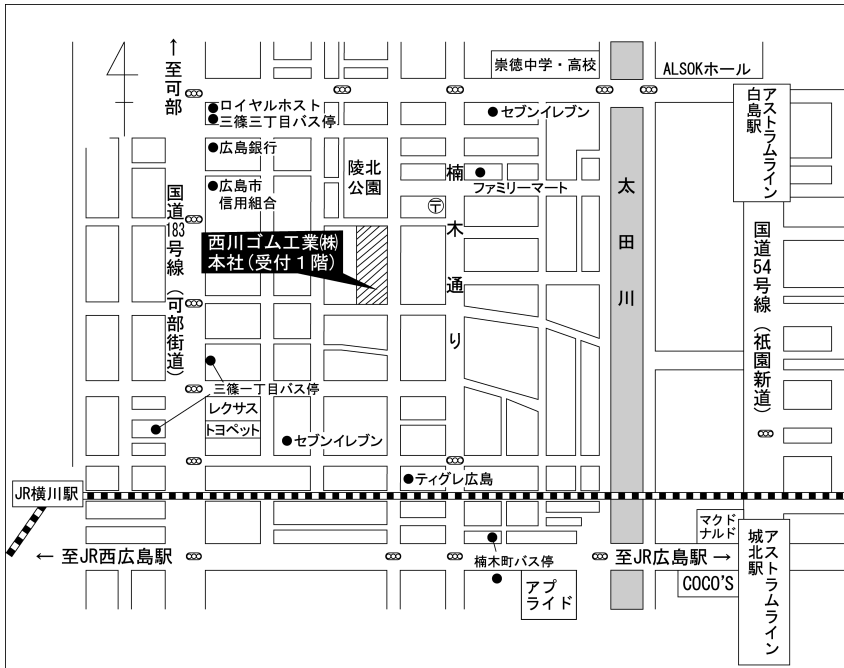
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
加藤寛	平成7年6月 当社監査役(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会場 (広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室
電話番号：(082) 237-9371 (代表))



交通のご案内

- JR山陽本線 横川駅下車 徒歩10分
- 国道183号線路線バス 三篠一丁目下車 徒歩3分
- 広島バス 横川駅行 楠木町下車 徒歩10分
- アストラムライン 白島駅下車 徒歩10分

お願い：当日は午前9時から受付が可能です。弊社駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。